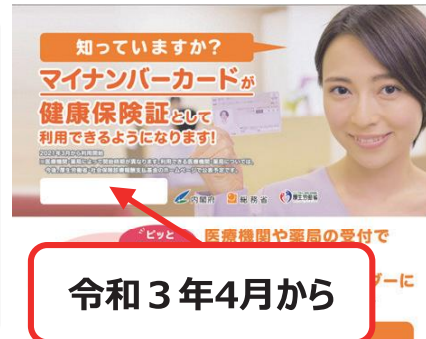


1 ポスター・ステッカーの掲示

マイナンバーカードの保険証利用に**対応する前**に掲示

本リーフレットの中面をマイナンバーカードの保険証利用の開始と貴施設での運用開始時期を告知するポスター(書込式)として掲示してください。

ポスターの空白部分には
貴施設での対応開始時期をご記入ください。(右例)



マイナンバーカードの保険証利用に**対応開始後**に掲示

貴施設でマイナンバーカードの保険証利用が可能な事を周知するポスター・ステッカーを掲示してください。

顔認証付きカードリーダーをお申込みいただいた医療機関・薬局に順次発送します。



2 「個人情報保護の利用目的」の更新

患者向けに掲示を行っている「個人情報保護の利用目的」について、一部更新が必要となります。更新内容は厚生労働省ホームページにて公開中です。

準備作業の詳細はこちらからご確認ください



手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで！

- ポータルサイトでできること
- ・顔認証付きカードリーダー申込
 - ・オンライン資格確認利用申請
 - ・補助金申請 **NEW!**

AIチャットボットの「シカク」です。
24時間いつでも
疑問に答えます！



医療機関ポータル 検索

オンライン資格確認導入に向けたご案内

締切間近！

顔認証付きカードリーダーを
令和3年3月31日までにお申込みで

補助上限額までは
自己負担 0円 となります

**オンライン資格確認導入関連費用の
補助金増額期間の締切りが迫っています**

【締切】 令和3年3月31日

補助金についての説明動画は
こちらからご覧ください

医療機関等向けポータルサイトのトップページからも閲覧できます



知っていますか？

マイナンバーカードが 健康保険証として

利用できるようになります！

2021年3月(予定)から利用開始

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



内閣府



総務省



ピッと
置くだけ！



とっても
簡単！

医療機関や薬局の受付で
マイナンバーカードを
顔認証付きカードリーダーに
置くだけ！

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



こんなことができるようになります！

就職・転職・引越をしても
健康保険証として
ずっと使える！

※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

同意をすれば、
初めての医療機関等でも、
今までに使った正確な薬の
情報が医師等と共有できる！



限度額適用認定証がなくても
高額療養費制度における
限度額以上の
支払が免除される！



など！

利用申込受付中！

詳細や申込は
特設ページを
ご確認ください！



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

平日：9時30分～20時00分

土日祝：9時30分～17時30分

受付時間(年末年始を除く)